# 令和８年度 第３回鹿屋市農業委員会総会議事録

１　日　時：令和８年６月 23 日（火）　　午前８時 56 分から午前 10 時 01 分

２　場　所：鹿屋市役所７階大会議室

３　委　員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出 | 新原　晃憲 | 出 | 中塩屋　均 | 出 | 四元　等 | 出 | 上野　輝男 |
| 出 | 田原　勇 | 出 | 藏ヶ﨑　俊光 | 出 | 堀之内　節子 | 出 | 福元　康光 |
| 出 | 大重　勝久 | 出 | 寺下　幸弘 | 出 | 森園　浩美 | | |
| 出 | 川﨑　守 | 欠 | 有村　隆 | 出 | 田村　利秋 | | |
| 出 | 田中　次男 | 出 | 村山　みつ子 | 出 | 大園　和幸 | | |
| 出 | 徳田　潤一 | 出 | 倉田　雪男 | 出 | 西ノ原　敏男 | | |

推進委員

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 出 | 鶴田　勉 | 出 | 垣内　直人 | 出 | 福元　里美 | 出 | 谷口　芳久 |
| 出 | 門倉　重秋 | 欠 | 中牧　龍次 | 出 | 細川　健一 | 出 | 岩下　広美 |
| 出 | 中尾　明徳 | 欠 | 持増　正 | 出 | 矢野　嘉彦 | 出 | 入佐　哲朗 |
| 出 | 小原　修一 | 欠 | 有馬　研一 | 出 | 新地　誠 | | |
| 出 | 下久保　雄太 | 出 | 上別府　美由紀 | 出 | 松元　渡 | | |
| 欠 | 折尾　昭弘 | 出 | 髙田　裕幸 | 出 | 永山　智哉 | | |

４　部外者出席

農政課　　農業振興係　　主任主事　　西　　昌平

５　事務局職員

| | |
|---|---|
| 局　　長 | 松元　敏幸 |
| 次長兼農地係長 | 山下　博文 |
| 主幹兼振興係長 | 尾﨑　直人 |
| 主　　査 | 板山　典貴 |
| 主　　査 | 中井　龍一 |
| 主　　査 | 角野　勝行 |
| 主　　事 | 清水　雄世 |
| 主　　査 | 岩上　進一（輝北総合支所産業建設課） |
| 産業振興係長 | 留口　貢　（串良総合支所産業建設課） |

主　　査　　田中　祥平（吾平総合支所産業建設課）

6　総会日程　〔議事〕

・農用地利用集積等促進計画(案)について
・農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について
・農地法第４条の規定による許可申請の意見決定について
・農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について
・鹿屋市の「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)」及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
・非農地証明について
・農地移動適正化あっせん申出について
・令和七年度鹿屋市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況の公表について

7　議 事 経 過　別紙のとおり

8　署 名 委 員　倉田　雪男　委員　・　四元　等　委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿 屋 市 農 業 委 員

鹿 屋 市 農 業 委 員

令和８年度　第３回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和８年６月 23 日（火）　開会　午前８時 56 分　閉会　午前 10 時 01 分

鹿屋市役所７階大会議室

局　長　　皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

着席してください。

議　長　　ただいまから、令和８年度第３回鹿屋市農業委員会総会を開会します。

事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局　長　　本日の欠席は、有村委員です。出席委員数は、19 名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、中牧委員、持増委員、折尾委員、有馬委員、鶴田委員の５名です。

それでは、鹿屋市農業委員会規則第 13 条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、福元会長にお願いします。

議　長　　鹿屋市農業委員会規則第 31 条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号 12 番の倉田委員と 14 番の四元委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の板山主査を指名します。これより議事に入ります。１頁、議案第 18 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 18 号につきましては、１頁から 43 頁です。

今回の促進計画（案）は、始期が令和８年９月１日からとなるもので、鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得し、耕作者に配分する農地の面積は、田が２万８千 225 ㎡で、畑が 25 万４千 151 ㎡で、計 28 万２千 376 ㎡となっています。

農地の貸出し者は 73 人、農地の耕作者となる配分予定者は 48 人です。借手となる耕作者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件である「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「農地所有適格法人要件」等を満たす必要がありますが、いずれの借り手も農用地の全てを効率的に利用し、かつ、必要な農作業に常時従事すると認められるため、特に問題はないと考えます。詳細につきましては２頁からご覧ください。

まず２頁、１番から３頁の２番は、設定期間が３年です。１番は、賃借権で再設定。

次に３頁、２番は、賃借権で再設定。

次の３番から 14 項の 24 番は、設定期間が５年です。３番は、賃借権で再設定。

次に４頁、４番、５番は、賃借権で再設定。

次に５頁、６番は、賃借権で新規設定。

次に６頁、７番は、賃借権で新規設定。８番は、使用貸借権で新規設定。

次に７頁、９番は、使用貸借権で新規設定。10 番は、賃借権で新規設定。

次に８頁、11 番は、賃借権で新規設定。12 番は、賃借権で再設定。

次に９頁、13 番は、賃借権で再設定。14 番は、賃借権で新規設定。

次に 10 頁、15 番、16 番は、賃借権で新規設定。

次に 11 頁、17 番は、賃借権で再設定。18 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 12 頁、19 番、20 番は、賃借権で新規設定。

次に 13 頁、21 番は、賃借権で再設定。22 番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

次に 14 頁、23 番、24 番は、賃借権で新規設定。

次に 15 頁、25 番、26 番は設定期間が６年です。25 番、26 番は、賃借権で再設定。

次に 16 頁、27 番から 41 頁の 76 番は、設定期間が 10 年です。27 番、28 番は、賃借権で再設定。

次に 17 頁、29 番、30 番は、賃借権で新規設定。

次に 18 頁、31 番は、賃借権で新規設定。32 番は、賃借権で再設定。

次に 19 頁、33 番、34 番は、賃借権で再設定。

次に 20 頁、35 番、36 番は、賃借権で再設定。

次に 21 頁、37 番、38 番は、賃借権で再設定。

次に 22 頁、39 番は、賃借権で再設定。40 番は、賃借権で新規設定。

次に 23 頁、41 番、42 番は、賃借権で再設定。

次に 24 頁、43 番は、賃借権で新規設定。

次に 25 頁、44 番は、賃借権で再設定。45 番は、賃借権で新規設定。

次に 26 頁、46 番、47 番は、賃借権で再設定。

次に 27 頁、48 番、49 番は、使用貸借権で再設定。

次に 28 頁、50 番は、使用貸借権で再設定。51 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 29 頁、52 番、53 番は、使用貸借権で再設定。

次に 30 頁、54 番、55 番は、使用貸借権で再設定。

次に 31 頁、56 番、57 番は、賃借権で再設定。

次に 32 頁、58 番は、賃借権で新規設定。

次に 33 頁、59 番は、賃借権で再設定。60 番は、賃借権で新規設定。

次に 34 頁、61 番、62 番は、賃借権で新規設定。

次に 35 頁、63 番は、賃借権で新規設定。64 番は、賃借権で再設定。

次に 36 頁、65 番、66 番は、賃借権で再設定。

次に 37 頁、67 番、68 番は、賃借権で再設定。

次に 38 頁、69 番は、賃借権で新規設定。70 番は、賃借権で再設定。

次に 39 頁、71 番、72 番は、使用貸借権で再設定。

次に 40 頁、73 番、74 番は、賃借権で新規設定。

次に 41 頁、75 番は、賃借権で新規設定。76 番は、賃借権で再設定。

次に 42 頁、77 番から 43 頁の 79 番は、設定期間が 20 年です。77 番、78 番は、賃借権で新規設定。

次に 43 頁、79 番は、賃借権で新規設定。以上です。

議　長　　ただいま事務局から説明がありました、１頁から 43 頁までの 79 件の中間管理権設定ですが、13 頁の５年もの 22 番が農業委員会取り決め制限にあたりますので永山委員に退席をいただき審議します。

（永山委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　13 頁の 22 番は、借人の永山委員が賃借権の再設定を行うもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第５項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議　長　　永山委員に係る５年もの１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（永山委員：着席）

永山委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 78 件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

なしですので、申請どおり許可と決定します。

次に、44 頁、「農用地利用集積等促進計画の公告について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　44 頁から 47 頁については、農地中間管理機構を介しての所有権移転となります。

44 頁の１番から２番は、所有者から鹿児島県地域振興公社へ売り渡すもので、１番は、川東町の畑が３筆で４千 289 ㎡です。２番は、川東町の畑が１筆で２千 568 ㎡です。

次に、45 頁の１番から 47 頁の７番は、鹿児島県地域振興公社から受け手に売り渡すもので、１番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。

２番は、川東町の畑が１筆で１千 434 ㎡です。

３番は、川東町の畑が３筆で２千848㎡です。

４番は、川東町の畑が４筆で９千148㎡です。

５番は、串良町有里の畑が１筆で356㎡です。

６番は、川東町の畑が３筆で４千289㎡です。

７番は、川東町の畑が１筆で２千568㎡です。

記載の９件については、要件をすべて満たしており、問題ないと判断されます。以上です。

議　長　　ただいま事務局から説明がありましたが、45頁の１番が農業委員会取り決め制限にあたりますので、上別府委員に退席をいただき審議します。

（上別府委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　45頁の１番は、鹿児島県地域振興公社が上別府委員に売り渡すもので、串良町上小原の畑が３筆で６千906㎡です。また、要件を全て満たしており、問題ないと考えます。

以上です。

議　長　　上別府委員に係る所有権移転１件です。何かご意見ございませんか。

（なし）

ないようですので、申請どおり許可と決定します。

（上別府委員：着席）

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの８件です。ご意見ありませんか。

（異議なし）

ご意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、48頁、議案第19号「農地法第３条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第19号につきましては、48頁から53頁です。

今回は、所有権移転が22件です。

初めに、48頁です。１番は、田が１筆、畑が５筆で５千307㎡の売買です。２番は、田が２筆、畑が１筆で５千136㎡の売買です。３番は、田が２筆で２千015㎡の売買です。

次に、49頁です。４番は、畑が３筆で４千304㎡の売買です。５番は、田が１筆で912㎡の売買です。６番は、畑が１筆で１千368㎡の売買です。７番は、畑が１筆で１千923㎡の贈与です。８番は、畑が１筆で２千395㎡の売買です。

次に、50頁です。９番は、畑が１筆で954㎡の売買です。10番は、畑が１筆で704の

贈与です。11番は、田が１筆で116㎡の売買です。12番は、田が１筆、畑が１筆で１千142㎡の贈与です。13番は、畑が１筆で720㎡の売買です。

次に、51頁です。14番は、畑が４筆で９千238㎡の売買です。次の15番から53頁の22番までは全て記載のとおりです。以上です。

議　長　ただいま事務局から説明がありました、48頁から53頁までの22件の許可申請ですが、調査がなされていますので51頁の15番から52頁の18番までを小原委員に、19番と20番、53頁の21番を田村委員に、22番を垣内委員に報告をお願いします。

小　原　推進委員の小原です。去る６月12日記載の１名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、51頁の15番です。申請者は市内の方で、畑４筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。

次に、16番です。申請者は市内の方で、親族から田３筆、畑５筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米や露地野菜を作付けするとのことでした。

次に、52頁の17番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は今後借り入れることを確認しました。取得する農地では、甘藷を作付けするとのことでした。

次に、18番です。申請者は市内の方で、畑２筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、甘藷や季節野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

田　村　議席番号17番の田村です。去る６月15日記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、52頁の19番です。申請者は市内の方で、畑３筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、たまねぎ、にんにく等を作付けするとのことでした。

次に、20番です。申請者は市内の方で、親族から田１筆、畑１筆の贈与を受けるもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、米や甘藷を作付けするとのことでした。

次に、53頁の21番です。申請者は市内の方で、田１筆、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等は確認できました。取得する農地では、にんにく等を作付けすると

のことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

垣　内　　推進委員の垣内です。去る６月 15 日記載の２名と事務局で、農地法第３条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

53 頁の 22 番です。申請者は市内の方で、畑１筆を購入するもので、農作業に必要な農機具等はこれから購入することを確認しました。取得する農地では、ネギ、白菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められることから、農地法第３条第２項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、３条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました 22 件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、54 頁、議案第 20 号「農地法第４条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 20 号につきましては、54 頁です。今回は、２件です。１番は、貸駐車場を整備するもので、農地区分は３の５です。２番は、農家住宅を整備するもので、農地区分は１の５です。以上です。

議　長　　ただいま事務局から説明がありました２件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、許可意見を付して県へ進達します。

次に、55 頁、議案第 21 号「農地法第５条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 21 号につきましては、55 頁から 56 頁です。今回は、７件です。初めに、55 頁です。１番は、一般住宅及びカーポートを整備するもので、農地区分は３の５です。

２番は、農業委員会の取り決め制限に当たりますので後ほど説明します。次の３番から 56 頁の７番は、全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　55 頁の２番が、農業委員会取り決め制限にあたりますので、上別府委員に退席いただき審議します。

（上別府委員：退席）

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　55頁の２番は、受人の上別府委員が、申請地に「ロール置場」を整備するもので、農地区分は農－２です。なお、令和７年度第12回総会の農振用途変更で審議済みです。以上です。

議　長　上別府委員に係る所有権移転１件です。ご意見・ご異議ありませんか。

（異議なし）

ないようですので、許可意見を付して県へ進達します。

（上別府委員：着席）

上別府委員に係る案件は、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に55頁の３番から、調査がなされていますので、３番と４番を　四元委員に、56頁の５番を中尾委員に、６番を森園委員に、７番を髙田委員に、報告をお願いします。

四　元　議席番号14番の四元です。去る６月12日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

４頁の３番ですが、申請地は「鹿屋ハートセンター」の北に位置し、申請地付近は、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第３種農地と判断されます。

申請者は市内の宅建業者で、申請地に「特定建築条件付売買予定地」を建設する計画です。

申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が40%を超えている区域内にあることから、第３種農地の許可要件である「街区内４割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に、４番ですが、申請地は「柳谷自治公民館」の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第１種農地と判断されます。

申請者は市外の方で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、３番、４番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

中　尾　推進委員の中尾です。去る６月12日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

５番ですが、申請地は「吾平総合支所」の北西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第１種農地と判断されます。

申請者は市外の方で、申請地に「一般住宅」を建設する計画です。

申請地は、集落に接続していることから、第１種農地の不許可の例外である「集落接続

施設」に該当すると判断しました。以上、５番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

森　園　　議席番号16番の森園です。去る６月15日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

６番ですが、申請地は「鹿屋工業高校」の南東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第２種農地と判断されます。

申請者は市内の居住者で、隣地の宅地とともに申請地に「一般住宅、通路」を建設する計画です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、６番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

髙　田　　推進委員の髙田です。去る６月15日、記載の２名と事務局で農地法第５条申請にかかる現地調査を実施しましたので報告をいたします。

７番ですが、申請地は「星塚敬愛園」の北東に位置し、申請地付近は、農地の広がりがなく、土地改良事業も未施工であることから、第２種農地と判断されます。

申請者は市外の太陽光発電事業者で、申請地に「太陽光発電施設」を建設する計画です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第２種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、７番は、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用には支障がないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、説明、報告がありました６件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、57頁、議案第22号「鹿屋市の地域農業経営基盤強化促進計画及び農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第22号につきましては、57頁から58頁です。57頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は１件です。

対象面積は、一般住宅が１件１筆の500㎡、農業用が１件１筆の446㎡です。次の58頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、57頁の１番が、調査がなされていますので、

堀之内委員に、報告をお願いします。

堀之内　　議席番号15番の堀之内です。去る６月12日、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告します。57頁をご覧ください。

今回は畑を分筆して「一般住宅」とする農振除外１件と「農業用」とする用途変更１件の申し出です。周辺図等は58頁です。

申請人は市内の方で、申請地は鹿屋串良ジャンクション付近に位置しております。分筆予定の畑のうち１筆は周辺が10ha以上の農地の広がりがあるため第１種農地と判断され、申出地に「一般住宅」を建設する計画であるが、周辺には集落が形成されており、その集落に接続することから、第１種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

もう１筆は農用地区域内農地であり、申出地に農業用施設である「農機具置場」を整備する計画であるが、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当することから、転用許可の見込みがあると判断しました。

排水施設等も整備する計画であり、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更について支障はないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま、報告がありました１件について、ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、59頁、議案第23号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第23号につきましては、59頁から60頁です。今回は４件です。１番から４番は、全て記載のとおりです。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、調査がなされていますので、59頁の１番を事務局に、２番と３番を堀之内委員に、60頁の４番を垣内委員に報告をお願いします。

板　山　　事務局の板山です。去る５月14日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。59頁の１番です。申請地は、鶴峰地区ふれあいセンターの南西に位置し、昭和63年頃まで保育園が設置されていました。建物解体後アスファルトが残存しており雑種地となっているとのことでした。

周囲の状況から20年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

堀之内　　議席番号15番の堀之内です。去る６月12日、記載の委員と事務局で非農地証明につい

て調査を行いましたので報告します。まず、59 頁の２番です。申請地は、串良商業高校の南東に位置し、平成５年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に３番です。申請地は、東原インターの東に位置し、平成 16 年頃から宅地として利用しているとのことでした。周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

垣　内　　推進委員の垣内です。去る６月 15 日、記載の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

60 頁の４番ですが、申請地は、鹿屋体育大学の東に位置しており、白水町 270 番２については平成３年頃から山林化しているとのことでした。また、白水町 264 番４については、昭和 60 年頃から公衆用道路として利用さているとのことでした。いずれの申請地についても周囲の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、農地への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議　長　　ただいま説明・報告がありました４件です。ご異議ありませんか。

（異議なし）

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、61 頁、議案第 24 号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　議案第 24 号につきましては、61 頁から 63 頁です。今回新たに、譲渡希望が 61 頁の１番から 62 頁 12 番の 12 件ですのでお目通し願います。なお、３番は無償。２番、７番、９番、12 番は貸借も可です。次に、賃貸借希望が 63 頁の１番から３番までの３件ですのでお目通し願います。以上です。

議　長　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をします。

61 頁、土地の所有者からの譲渡希望の１番を寺下委員と持増委員に、２番を田原委員と門倉委員に、３番を藏ヶ﨑委員と福元里美委員に、４番から６番までを田中委員と下久保委員にお願いします。

続いて 62 頁７番の串良町有里 4146 を田村委員と松元委員に、同じく串良町有里 3350 を倉田委員と髙田委員に８番を村山委員と上別府委員に、９番を堀之内委員と矢野委員に、

10番から12番までを、わたくし福元と入佐委員にお願いします。

続いて63頁の賃貸借希望の１番を田原委員と門倉委員に、２番を中塩屋委員と垣内委員に３番を堀之内委員と矢野委員にお願いします。

次に、64頁、議案第25号「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について議題とします。事務局の説明をお願いします。

山　下　　議案第25号「令和７年度 農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、ご説明します。

毎年、この時期に議案として挙げているものです。総会で承認を得られれば、県農業会議に報告し、市のホームページにて公表することとなります。

始めに、64頁の１「農業委員会の状況」についてですが、こちらには農業委員、推進委員の定数や農家数などが記載されており、鹿屋市の耕地面積は、田が1,900ha畑が7,250ha合計が9,150haとなっております。

次に65頁の２「最適化活動の実施状況」について説明いたします。まず、（１）の農地の集積についてですが、これまでの集積面積4,421haを②の目標では4,635haとしましたが、③の実績は4,423haで、達成率が96.8％となっております。

次に（２）「遊休農地の発生防止・解消」についてですが、②目標に記載してありますように、解消面積の目標14.6haに対しまして、次の頁に③実績は1.9haと達成率が13%となっております。

続きまして（３）新規参入の促進についてです。新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得たうえで公表する農地については、目標32.4haに対して実績は67頁の上段にありますように、面積は53.6haとなっており、達成状況は165.4％となっております。

また、同じく67頁の２最適化活動の活動目標については、利用状況調査や、農地の集積等、また、農業まつりでの各種相談対応など、皆さまにはお忙しい中、各活動に取り組んできていただいた状況を記載しています。68頁には、鹿屋地区をはじめ、各地区での農業まつりの実績等を記載しております。

続いて、69頁になります。こちらは、事務の実施状況ということで、総会の開催回数や農地法等により、その権限に属された事務に関する事項となります。２の「農地法第３条に基づく事務」は、１年間の受付件数が239件、許可件数も同じく239件、そして申請からの処理期間が23日という結果です。３の「農地転用に関する事務」は、136件で申請からの処理期間が48日という結果です。４の「違反転用への対応」は、違反転用面積は0.99haで解消面積は０となっております。以上で説明を終わります。

議　長　　ただいま、事務局から説明がありましたが、何かありませんか。

（質問なし）

「異議なし」ですので、「令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」を県の農業会議に報告します。

次に、70 頁、「農地法第 18 条第６項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

尾　﨑　　資料 70 頁をご覧ください。合意解約につきましては、70 頁から 77 頁です。今回は 16 件で、これらは全て、記載のとおり農地法第 18 条第６項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議　長　　ただいまの報告のとおり、70 頁から、77 頁まで 16 件の合意解約です。報告しておきます。

次に 78 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」報告いたします。

周辺農地との高低差を解消することで、作業効率の向上を図ることを目的として形質変更届が提出されましたが、工期が総会前に着手となっていたことから、５月 26 日に、川﨑委員により現地調査を行っていただき、専決処分したので報告します。

以上で、第３回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。なければ事務局からお願いします。

尾　﨑　　それでは、私から２点について連絡します。

初めに、公務災害補償制度についてです。お手元の「農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度について」の資料をご覧ください。

本制度は、一般社団法人 全国農業会議所を保険契約者とし、農業委員等を被保険者とする団体保険で、被保険者が公務従事中の事故で死亡又は後遺障害が生じた場合、保険金を支払う保険です。契約期間は、10 月１日から翌年９月 30 日までの１年間です。

鹿屋市農業委員会では、毎年、保険料年額 1,000 円のＡ型に加入しています。保険内容については、資料のご確認をお願いします。

10 月から始まる今年の保険加入にあたり、申込期限が８月 21 日までとなっていますので、Ａ型への加入及びそれに伴う保険料年額 1,000 円を今月の報酬より引去ることを承認いただければと思います。以上です。

つづきまして、鹿屋市農業委員会研修視察についてご説明します。お手元の行程表をご覧ください。

研修期間は７月９日から７月 10 日となっております。１日目は朝８時に鹿屋市体育館を出発し、途中野方で輝北の方々は御乗車いただきます。お昼は道の駅みやまでとりまし

て、13 時 30 分からみやま市役所でみやまし農業委員会の研修を行います。およそ２時間程度となっています。その後、移動しまして、お泊りは熊本グリーンホテルとなっております。２日目の予定です。朝９時にホテルを出発しまして、近くのフードパル熊本を視察します。その後、昼食を桜の馬場城彩園でとりまして、その後、帰路につきます。野方で輝北の方は御降車いただいて、夕方の 17 時に鹿屋市体育館に到着という予定になっています。

借上げバスの料金・宿泊費・昼食代については、市役所予算での対応となりますが、夜の宴会につきましては、4,000 円の負担が発生することから、参加者の自己負担を 2,000 円、農業委員会の互助会負担を 2,000 円とさせていただき、自己負担分については、報酬から引き去りさせていただきますのでご承認いただきますようお願いします。

また、出欠確認票の提出が本日までとなっておりますので、まだの方は入口にあります箱にご提出をお願いします。以上で私からの説明を終わります。

当日研修時の服装について、皆さんに事務局から案を提案します。普段着で行く、又は、普段着と農業委員会の作業着ジャケットで行く、又は農業委員会のポロシャツで行く、いずれかでいかがでしょうか。

藏ヶ﨑　行程中は普段着で、みやま市での研修の際はジャケットを着るのはどうでしょうか。

尾　﨑　ジャケットは荷物になる場合があり、また過去、鹿屋市農業委員会に視察に来た方々は普段着でした。いかがでしょうか。

議　長　女性の方は着替えを準備するのが大変だと思いますので、普段着はどうですか。

西ノ原　２泊３日の場合は普段着であった。昔は農業委員会の名前が入った服を着ていた。エアコンが効いていると寒いのでジャケットが必要ではないか。

局　長　多数決で決めてよろしいでしょうか。

寺　下　研修を受ける時は、農業委員会のポロシャツを着るべきではないでしょうか。

尾　﨑　それでは、研修時には普段着で行く、ポロシャツで参加するかの決をとりたいと思います。ポロシャツの方が多かったので、研修時はポロシャツを着ることとします。寒かったらジャケットをご準備ください。

局　長　それでは、７月の調査委員を申し上げます。７月 13 日、月曜日、４条・５条の調査が、大園委員、折尾委員です。７月 13 日、月曜日、農振調査が、西ノ原委員、中牧委員です。７月 14 日、火曜日、４条・５条の調査が、新原委員、持増委員です。７月 14 日、火曜日、３条調査が、田原委員、有馬委員です。７月の総会は、７月 23 日、木曜日の９時から市役所７階大会議室となります。私からの報告は以上です。

議　長　他にありませんか。ないようですので、推進委員から本日の議事に対し伺いたいことは

ありませんか。なければ、これを持ちまして令和８年度第３回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局　長　　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）